



〒220-6010  
横浜市西区みなとみらい 2-3-1  
クイーンズタワー A 10F  
電話:045-682-5252 FAX:045-682-5289

W00581573号

平成16年10月26日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
代表取締役 クリス ウォルター



## 第2回定期監査 中間報告書

### (その1) 品質保証体制の改善策の実施状況に関する 再処理事業部の監査結果

#### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	第2回定期監査 (品質保証体制の改善策の実施状況)
監査対象部門	(その1) 再処理事業部
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所 (六ヶ所村)
監査実施日	平成16年10月13日 ~ 同年10月20日 (土・日を除く)
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) 寺山俊郎、野井伸悟

#### 2. 第2回定期監査の目的と、位置付け

第1回の定期監査では、日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策が、その実践・実行の規範となる規定書類に正しく反映されたことを検証した。  
この度の第2回定期監査の目的は、日本原燃株式会社殿の品質保証活動が改善策を反映した規定書類の手順に従って的確に実践・実行されているか否かを評価することであり、監査対象部門を次の4グループに分けて監査する計画になっている。

グループ	監査対象部門
(その1)	再処理事業部
(その2)	濃縮事業部
(その3)	埋設事業部
(その4)	品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室
備考	監査報告書はグループ別に作成し、更に、全体総括編を作成する。

本報告書は、(その1) 再処理事業部に関するものである。

### 3. 監査の態様

第2回定期監査の目的から分かる様に、この度の監査は、基本的に「実地監査」の態様で実施した。

「実地監査」とは、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価することである。従って、被監査部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行ったことは云うまでもない。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。

監査は2名の監査員で対応した。被監査部門ごとの監査内容が多い場合や多数のサンプリングを行った場合には1名づつが分担したが、大半の監査では同一テーマを2名で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

### 4. 評価の基準

評価に際しては何らかの基準が必要である。改善策の実践・実行状況の適切性を確認するという監査目的に照らして、この度の評価基準は規定文書類の最新版に求めた。従って、監査員は「品質保証計画書」を最上位として構築されている規定文書類の中で、主要なものについては事前に閲覽し、当該規定文書類の内容を把握してから監査に臨み、監査過程で提示されたエビデンスの内容に応じて、追加の関連規定文書類の提供を求めた。

### 5. 監査スケジュール

監査スケジュールの実績を次葉に示す。監査内容別に、被監査部門と監査日時を総覧することができる。

第2回第三者定期監査実績(再処理事業部)

実施日	実施時刻	担当部署(窓口)	実施内容	出席者	実施場所
13/10/2004	9:30~10:00	品質保証室 品質監査G	オープニングミーティング	出席者: <input type="checkbox"/> 品質保証室長、 <input type="checkbox"/> 品質保証副室長、 <input type="checkbox"/> 品質保証部長、 <input type="checkbox"/> 品質計画G副部長、 <input type="checkbox"/> 再処理工場長、 <input type="checkbox"/> 保安監査部長、 <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 試運転部長、 <input type="checkbox"/> 燃料管理部長、 <input type="checkbox"/> 貯蔵管理部長、 <input type="checkbox"/> 保修部長、 <input type="checkbox"/> 土木建築部長、 <input type="checkbox"/> 計画GL、 <input type="checkbox"/> 施設建設部副部長、 <input type="checkbox"/> 保安監査課長、 <input type="checkbox"/> 安全技術課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 作業安全課長、 <input type="checkbox"/> 許認可業務課長、 <input type="checkbox"/> 教育課長、 <input type="checkbox"/> 技術部課長、 <input type="checkbox"/> 試運転管理課副長 事務局: <input type="checkbox"/> 品質監査GL、 <input type="checkbox"/> 品質監査G課長、 <input type="checkbox"/> 品質監査G主任	B1-C
	13:30~15:00	再処理計画部 計画G	品質管理部と保安監査部の役割分担	対応者: <input type="checkbox"/> 計画G課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課長	
	13:30~15:00 15:00~16:00	保安監査部 保安監査課	協力会社への調達先監査の実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 保安監査課長	
	内部監査の実施状況		対応者: <input type="checkbox"/> 保安監査課長		
14/10/2004	10:00~12:00	品質管理部 教育課	技術・技能認定制度の運用 教育・訓練の実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 教育課長、 <input type="checkbox"/> 教育課副長、 <input type="checkbox"/> 教育課副長	B1-C
	13:00~14:30	品質管理部 許認可業務課	許認可対応事項の推進 現場での検査活動や作業指導	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 許認可業務課長、 <input type="checkbox"/> 許認可業務課副長	
	14:30~16:30	品質管理部 作業安全課	作業安全の実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 再処理事業部部長、 <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 作業安全課長、 <input type="checkbox"/> 作業安全課課長、 <input type="checkbox"/> 作業安全課担当	
15/10/2004	10:00~11:00	品質管理部 品質管理課	品質目標の設定及びその展開	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課担当	B1-C
	11:00~12:00		品質保証推進会議の実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課担当	
	13:00~14:00		「製作及び据付・施工管理要領」、「試験・検査管理要領」、「施工管理基準」の運用状況	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課担当、 <input type="checkbox"/> 主施設建設G課長、 <input type="checkbox"/> 建設管理GL、 <input type="checkbox"/> 機械保修課課長、 <input type="checkbox"/> 機械保修課課長	
			「品質重要度分類基準」、「設計管理基準」の運用状況 協力会社の選定・評価	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課担当、 <input type="checkbox"/> 主施設建設G課長、 <input type="checkbox"/> 建設管理GL、 <input type="checkbox"/> 機械保修課課長、 <input type="checkbox"/> 機械保修課課長	
	14:00~15:00		再処理事業部 品質保証連絡会の実施状況 品質保証パトロールの実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課担当	
	15:00~16:00		不適合管理(是正処置、予防処置を含む)の実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課課長	
18/10/2004	10:00~12:00	技術部 技術課	操作手順書、ウラン試験要領書、ウラン試験手順書の実施状況	対応者: <input type="checkbox"/> 技術部課長、 <input type="checkbox"/> 試運転管理課長、 <input type="checkbox"/> 試運転管理課副長、 <input type="checkbox"/> 試運転管理課副長、 <input type="checkbox"/> 保安監査課長、 <input type="checkbox"/> 安全技術課長、 <input type="checkbox"/> 保安監査課副長	B1-C
19/10/2004	10:00~16:00	品質保証室 品質保証G 品質管理部 品質管理課	マネジメントレビュー実施状況(資源配分の 実施状況、安全の重要性についての組織内 周知状況を含む)	対応者: <input type="checkbox"/> 品質保証GL、 <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 品質保証G主任	B1-C
20/10/2004	10:00~12:00	品質保証室 品質監査G	クロージングミーティング	出席者: <input type="checkbox"/> 品質保証室長、 <input type="checkbox"/> 品質保証部長、 <input type="checkbox"/> 品質計画GL、 <input type="checkbox"/> 再処理工場長、 <input type="checkbox"/> 保安監査部長、 <input type="checkbox"/> 品質管理部長、 <input type="checkbox"/> 試運転部長、 <input type="checkbox"/> 貯蔵管理部長、 <input type="checkbox"/> 保修部長、 <input type="checkbox"/> 土木建築部長、 <input type="checkbox"/> 計画G課長、 <input type="checkbox"/> 施設建設部長、 <input type="checkbox"/> 保安監査課長、 <input type="checkbox"/> 安全技術課長、 <input type="checkbox"/> 品質管理課長、 <input type="checkbox"/> 作業安全課長、 <input type="checkbox"/> 許認可業務課副長、 <input type="checkbox"/> 教育課長、 <input type="checkbox"/> 技術部課長、 <input type="checkbox"/> 試運転管理課長、 <input type="checkbox"/> 脱硝課課長、 <input type="checkbox"/> 建設管理GL 事務局: <input type="checkbox"/> 品質監査GL、 <input type="checkbox"/> 品質監査G課長、 <input type="checkbox"/> 品質監査G主任	B1-A

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする(日本原燃)

## 6. 監査結果

### 6.1 監査結果のランク付

監査対象項目ごとの実践・実行状況の適切性は、3段階のランクで評価した。ランクの定義は次の通りである。

ランクの表示	定義
非常に良好	要求事項が非常に行き届いた態様で実践・実行されている。特段のコメントもない。
良好、又は良好（コメント含）	要求事項が実践・実行されている。一部にコメントを付記した場合もある。
指摘事項 有	要求事項が実践・実行されておらず、不適合。

■指摘事項：規定文書類に定められた要求事項が実践・実行されていない状況が観察された場合に発するもの。不適合であり、是正が必要。

■コメント：規定類に定められた要求事項が実践・実行されていることを前提として、より優れた運用を期待した提起。

### 6.2 監査結果のまとめ

監査結果は、「第2回定期監査（改善策の実施状況の検証）結果のまとめ」と題する帳票に、企画された改善策との対比が出来る形で取りまとめた（添付資料 参照）。本報告書は再処理事業部に關するものであるが、便宜のために、改善策の全体を記載すると共に、今後に監査を実施する予定の「再処理事業部以外の被監査部門」も表示してある。当該帳票には、上述したごとく、監査対象項目ごとに3段階の評価を記載した。その根拠については、巻末の「項目別 監査結果」を参照して頂きたい。この「項目別 監査結果」の中で記載している（コメント）の定義は前述の通りである。

## 7. 監査結果の総括（結論）

結論：予め設定した部門を対象にして、かつ、監査時にサンプリングした帳票・記録等を閲覧しつつ説明を聞いた範囲で判断する限りにおいて、再処理事業部の業務活動は、基本的に、改善策を反映した規定文書類に従って実践・実行を開始している。

■改善事項を反映した規定文書類に定められた要求事項が実践・実行されているかという点に関して、この度の監査で対象にした各種の業務活動に係わる「指摘事項」は観察されていない。なお、監査時期の関係で、PDCAの一巡を確認する段階にない項目がある。今後の課題は、関係者全員の品質マインドの醸成に基づく、質と深みの追求であり、その実現を期待したい。

■下記の事項に関して、適切な仕組みの下で、着実な実践・実行が開始されつつあることを確認した。この仕組みが維持され品質活動に有効に寄与している状況は、今後の監査で検証することになる。

①トップマネジメントの主導による品質保証活動の推進

②自己アセスメントと独立アセスメントの分離・充実という理念に基づいた、広義の二重チェック体制の確立

③そうした状況でも発生してしまった不適合に対する、判断と処置の完璧化

④品質保証体制の維持・向上を長期スパンで支援する、教育の管理

■改善策を励行するには、以前よりも大きなエネルギーと時間が必要になっていることを監査を担当した者としても感じた。プラント運転段階に移行すると、関係部門の業務負荷が増加するであろう。今後、対応のスピードと感度をあげるための「人的資源の適切な配分(力量と員数)」に十分な配慮が必要になるであろう。

以上

## 第2回 定期監査（改善策の実施状況の検証）結果のまとめ

添付資料

### 1. 再処理事業部に対する品質保証体制の改善策の実施状況に係る監査

(注記)：再処理事業部内の被監査部門には下線を記す。

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
1. トップマネジメントによる品質保証の徹底					
1(1) 【体制（組織）改善】					
a. <u>品質保証室の設置</u>					
1)管理責任者として任命する役員級をリーダーとする「品質保証室」を設置する。 (平成16年2月18日の経営委員会にて決定)	「職制規程」 (規程第3号-36)	経営企画室	—	—	—
2)社長直属の専任スタッフとし、品質保証活動の経験を有する社員で構成。	「職務権限規程」 (規程第4号-29)				
3)全社品質保証活動の推進 (品質マネジメントシステムの構築、運営・推進(社内、協力会社への展開に係る補佐を含む。)及び事業部や人事等の共通部門である「室」に対する品質監査を行う。	「品質保証規程」 (規程第38号-11)	品質保証室	—	—	—
4)理事を室長とする「品質保証室」の設立準備室を3月1日に発足(9名)。責任及び権限について、職制規程、職務権限規程及び品質保証規程に規定し、保安規定認可後に設置。(平成16年4月上旬目途)	「内部監査要則」 (要則品証室第3号-1)	品質保証室	—	—	—

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
1(1) b. <u>品質保証に係る顧問会の設置</u> 1) トップマネジメントが、品質マネジメントに関して第三者からのアドバイス・評価を受ける方策として、「品質保証に係る顧問会」を設置する。品質保証規程にて規定。(平成16年3月中旬改訂予定)	「品質保証規程」 (規程第38号-11)  「品質保証に係る顧問会運営要則」(要則品証室第6号-1)  「職制規程」 (規程第3号-36) 別紙-2 分掌業務	品質保証室	—	—	—
c. <u>再処理事業部内の自己アセスメントと独立アセスメントの明確化</u> 1) 再処理事業部 技術部において品質管理活動を実施している部門を分離独立させ、再処理事業部の自己アセスメントの実施箇所として「品質管理部」(約40名)を設置。 2) 「品質管理部」については、責任及び権限を関係諸規程にて規定し、保安規定認可後に速やかに設置。(平成16年4月上旬目途) 3) これに伴い、既存の「保安監査部」(約20名)は、再処理事業部の独立アセスメントの実施箇所としての役割を明確化。		再処理計画部	[品質管理部と保安監査部の役割分担]  品質管理部と保安監査部の独立に関する軌道乗せ	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好(コメント含) <input type="checkbox"/> 指摘事項有	No. 1

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
1(2) 【トップマネジメントのコミットメント】 a. <u>安全の重要性を組織内に周知</u> 1)社長は、品質方針の説明時及び原子力安全月間などの機会を活用し、日本原燃行動憲章の徹底などコンプライアンスと原子力安全等の重要性について社内へ周知。さらに、社内イントラネット、社報などの手段で常時社員の目に止まるようにし、周知を確かなものとする。	「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」 (要則品証室第6号-1)  「品質保証規程」 (規程第38号-11)	品質保証室	—	—	—
2)社長は、協力会社の経営層との間で「品質保証マネジメント会議」を設けて、品質保証の考え方及び安全の重要性について共有と連携を図る。(平成16年2月24日に説明会を開き、4月中旬に開催し、2回/年開催)	「品質保証マネジメント会議運営要則」 (要則品証室第7号-1)	品質保証室	—	—	—
各層において実施する品質保証に関する意見交換や協力等の活動については、トップマネジメントレビューの際に、確認・評価。		品質保証室	—	—	—



品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>1(2) <b>b. 品質方針を設定</b></p> <p>1) 社長は、下記の品質方針設定に関する要求事項に適合する「品質方針」を策定し、社達として全社員に周知し、協力会社の責任者に対しても同内容を周知。(平成16年3月8日設定)</p> <p>① 自社の経営方針や経営理念と矛盾しないこと。原子力施設の事業者の目的である原子力安全の達成に対して適切であること。</p> <p>② 業務に対する要求事項への適合や、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するトップマネジメントのコミットメントが含まれていること。</p> <p>③ 品質目標の設定や見直しの指針となることが含まれていること。このため品質方針や品質目標の相互関係を、組織上の位置付けとして明確化すること。</p> <p>④ 組織全体に適切な方法で確実に伝達し、品質方針を実行し、達成するためのプロセスでの自分の役割と責任を社員に理解させる。</p> <p>⑤ 品質方針が引き続き有効であるかの見直しの手順を確立し、これに従って定められた間隔で見直しの必要性を検討する。</p>	<p>「品質保証規程」 (規程第38号-11)</p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第2号-2)</p> <p>「品質保証計画書」 (要則品証室第1号-2)</p>	<p>品質保証室</p>	<p>(注)再処理事業部内に周知徹底されていることは確認済。</p>		

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>1(2) C. <u>品質目標の設定</u></p> <p>1) 策定された品質方針に基づき、社長は、品質保証室の補佐のもと、全3事業部を対象として、事業部ごとに品質保証活動に関するトップヒアリングを行う。再処理事業部長は、トップヒアリングを経て品質目標を策定し、再処理事業部内及び協力会社責任者に対してメール等により周知徹底する。品質目標は、各部署の業務計画に織り込み、部長、課長が展開する。(平成16年3月下旬設定)</p> <hr/> <p>2) 社長は、再処理事業部の品質目標についてレビューを実施し品質目標を確定する。(平成16年3月下旬開始)</p>	<p>「品質保証規程」 (規程第38号-11)</p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第2号-2)</p> <p>「トップマネジメント補佐要領」 (要領品証室第1号-1)</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第5号-7)</p>	<p>再処理事業部分 について実施</p> <p><u>品質管理部</u> <u>品質管理課</u></p> <hr/> <p>品質保証室</p>	<p>[品質目標の設定及びその展開]</p> <p>品質目標の策定・管理、及び関係者への周知</p> <hr/> <p>—</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>非常に良好 <input type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <hr/> <p>—</p>	<p>No. 6</p> <hr/> <p>—</p>

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>1(2) d. <u>トップマネジメントレビューの実施</u></p> <p>1)社長は、品質目標の達成状況、品質監査結果などを総合的に品質保証活動を評価し確認するとともに、トップマネジメントの意思と現場の考えを相互に確認し、他事業部への水平展開を含む改善の施策や今後の活動方針を定めることを目的として、トップマネジメントレビューを実施する。 (年間4回実施)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2)評価に当たっては、現場の確認、社員へのインタビューを実施する。</p>	<p>「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第2号-2)</p>	<p>品質保証室</p>	<p>[マネジメントレビュー実施状況 (資源配分の実施状況、安全の重要性についての組織内周知状況を含む)]</p> <p>マネジメントレビュー (再処理事業部関係)</p> <p>&lt;再処理事業部について実施&gt;</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>非常に良好  <input type="checkbox"/>良好  <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 13</p>

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.	
<p>1(2)</p> <p><u>e. 資源が使用できることを確実にする</u></p> <p>1)社長は、マネジメントレビュー結果などにより資源の再配分や増強の必要性を判断し、要員計画、予算などへの反映を指示する。</p> <p>2)要員計画に関しては、力量の蓄積・定着化を目指し、当社採用社員（以下、「プロパー社員」という）の比率を増加させる。（具体的には、15年後の平成31年には現行の約60%から約90%に増加させることを目安として要員計画を策定）</p> <p>3)再処理事業部の管理責任者の責務として、再処理事業部長は品質マネジメントシステムの改善や資源の必要性についてトップマネジメントに報告・具申する。</p> <p>以上 a.～e.の取り組みについては、品質保証規程の下に「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」を制定して規定する。本要則には、文書化に関する要求事項も含める。（平成16年3月下旬制定予定）</p>	<p>「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品質証室第2号-2)</p>	品質保証室	—	—	—	
	<p>「平成16年度事業計画」</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第5号-7)</p>	業務管理室	—	—	—	
	<p>「再処理事業部 品質保証推進会議運営要領」 (要領再事部第10号-5)</p>	再処理事業部分 について実施 <u>品質管理部</u> <u>品質管理課</u>	<p>[マネジメントレビュー実施状況(資源配分の実施状況、安全の重要性についての組織内周知状況を含む)]</p> <p>1(2)d項参照</p>			
		品質保証室	—	—	—	

品質保証体制の改善策		関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
2.	再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善					
2(1)	<p>【品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し】</p> <p>a. <u>品質グレードの見直し</u></p> <p>1)再処理施設の品質管理レベルと検査レベルを品質重要度に応じて適用する旨を定めた「品質重要度分類基準」を見直す。</p> <p>2)これまで当社関与の薄かった「非放射性化学薬品系統」及びF施設プール等のライニングの溶接線のように「法定溶接検査の対象となっていない設備」について、化学安全の観点及び不具合発生時の影響（補修の困難さ）も勘案して品質重要度を上げる。また、それに応じて、当社の試験検査等に係る関与を深める。</p> <p>3)セル外の一般ユーティリティ（一般圧縮空気、ろ過水及び純水、一般冷却水、一般蒸気）は、放射性物質を内包せず、不具合が発生しても「原子力安全上問題とならないこと」及び「発見や処置が容易なこと」から、従来どおりの品質重要度に据置くが、要求事項を満たしていることを確実にするため、抜き打ち的検査手法を取り入れる。</p> <p>4)上記については、「品質重要度分類基準」に反映する。（平成16年3月末までに改訂）</p>	<p>「再処理事業部 品質重要度分類基準」 (要領再事部第53号-2)</p> <p>「再処理事業部 検査及び試験管理要領」 (要領再事部第7号-5)</p>	<p>施設建設部 &amp; 保守部 機械保修課</p>	<p>[「品質重要度分類基準」、 「設計管理基準の運用状況」、 「協力会社の選定・評価」]</p> <p>各種改善策の実工事への反映状況</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <p>2(1)a3)については、現段階では実施対象案件無し</p>	No. 11

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>2(1)</p> <p>b. <u>検証、妥当性確認、監視・検査・試験活動の際の合否判定基準の明確化</u></p> <p>1) プール水漏えい等の不具合事象を含め製造過程で想定される不具合等をより確実に洗い出せるよう、今回の“設備及び建物の健全性確認”で設定した判断基準（管理要件）を、「製作及び据付・施工管理要領」、「試験・検査管理要領」又は「施工管理基準」等に反映する。（平成16年3月末までに実施）</p>	<p>「再処理事業部 据付施工要領書/試験検査要領書作成基準」 (施工管理基準第5号)</p> <p>「再処理事業部 製作及び据付・施工管理要領」 (要領再事部第8号-5)</p> <p>「再処理事業部 検査及び試験管理要領」 (要領再事部第7号-5)</p>	<p><u>施設建設部</u> &amp; <u>保修部</u> <u>機械保修課</u></p>	<p>【「品質重要度分類基準」、 「設計管理基準の運用状況」、 「協力会社の選定・評価」】</p> <p>2(1)a 項参照</p>		

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS ON THE REVERSE

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS ON THE REVERSE

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>2(1)</p> <p>c. 化学安全の確保</p> <p>1)高反応性試薬（硝酸ヒドロキシルアミン、ヒドラジン）の系統設計基準を「設計管理基準」に追加する。 (平成 16 年 3 月末までに実施)</p>	<p>「再処理事業部 火災・爆発防護設計基準」 (設計管理基準第 29 号)</p> <p>「再処理事業部 配管設計基準」 (設計管理基準第 28 号)</p> <p>「再処理事業部 建屋換気設備 機器・ダクト設備設計基準」 (設計管理基準第 17 号)</p> <p>「再処理事業部 機器設計基準」 (設計管理基準第 20 号)、</p> <p>「再処理事業部 計器選定基準」 (設計管理基準第 23 号)</p>	<p>施設建設部</p>	<p>【「品質重要度分類基準」、 「設計管理基準の運用状況」、 「協力会社の選定・評価」】</p> <p>高反応性試薬の系統設計基準を追加した設計管理基準の運用状況</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>良好</p> <p><input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 12</p>

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>2(1) d. <u>不適合処理の明確化</u></p> <p>1)不適合処理票起票の定義が不明確であり、この点を明確化するよう「不適合管理要領」を改訂する。 (平成 16年 3月 末までに実施)</p>	<p>「再処理事業部 不適合管理要領」 (要領再事部第 11 号-7)</p> <p>「再処理事業部 不適合管理要領」(建設段階編) (要領再事部第 56 号-1)</p>	<p>品質管理部 品質管理課</p>	<p>第 1 回監査にて「不適合管理要領」の改訂を確認済み。</p>	<p>第 1 回監査にて確認済</p>	<p>—</p>
<p>e. <u>トップマネジメントの関与</u></p> <p>1)再処理事業部長レビューを規定した「品質保証推進会議運営所則」を改訂し、トップマネジメント(社長)によるレビューにおいて再処理事業部長が報告する事項(インプット)を明確にする。</p> <p>2)また、再処理事業部の品質マネジメントシステムが継続的に改善できるよう、再処理事業部長レビューにて、その有効性の検証を行うことを明記する。(平成 16年 3月 末までに改訂実施)</p>	<p>「再処理事業部 品質保証推進会議運営要領」 (要領再事部第 10 号-5)</p>	<p>品質管理部 品質管理課</p>	<p>[品質保証推進会議の実施状況]</p> <p>品質保証推進会議</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 7</p>



品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>2(2) 【再処理事業部における品質保証関連組織の拡充】</p> <p>1)再処理事業部において、管理者の自己アセスメント（マネジメントレビューや品質目標を展開する一連の活動に対応）と独立アセスメント（アセスメントの対象となる業務に直接携わらず、実施上の十分な権限及び組織上の自由を持つ者が行うアセスメント）を実施する部署の役割分担を明確にし、PDCAサイクルを効果的に回し、継続的改善を達成するため、組織を見直す。 （保安規定認可後の平成16年4月上旬を目途）</p> <hr/> <p>2)新設する品質管理部と既設の保安監査部は、いずれも業務を直接実施する部門とは組織的に独立し、下記の役割分担に従って、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組む。</p>	<p>「職制規程」 （規程第3号-36別紙- 2分掌業務（役割分担））</p>	<p>経営企画室</p> <hr/> <p>経営企画室</p>	<p>—</p> <hr/> <p>—</p>	<p>—</p> <hr/> <p>—</p>	<p>—</p> <hr/> <p>—</p>

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>2(2) a. 品質管理部</p> <p>1)自己アセスメントに関する責任と権限を有する。 2)品質管理活動に関する業務として、下記を行う。</p> <p>①品質マネジメントシステムに基づき、再処理事業部内の品質保証計画書を策定</p> <p>②品質保証計画書に基づき、再処理事業部内の品質管理活動を運営・推進</p> <p>ア)不適合管理に係る水平展開の管理・推進</p> <p>イ)品質保証パトロール</p> <p>ウ)設工認・使用前検査・施設定期検査などの許認可対応事項の推進</p> <p>エ)現場に出向いての、施設定期自主検査及び使用前自主検査に係る現場での検査活動や作業指導</p> <p>オ)技能教育・資格認定等の教育訓練プロセスの構築・運用</p> <p>カ)■作業安全 等</p> <p>3)これらにより、協力会社との契約に基づく品質保証計画書の確実な履行、品質保証意識の共有化を図る。</p> <p>要員数は約40名とし、業務実施部門からの要員補充、定期的なローテーションを行い、要員の力量の確保、事業部内の品質マインドの醸成に努める。</p>	<p>「職制規程」 (規程第3号-36別紙-2分掌業務)、</p> <p>「再処理事業部 不適合等管理要領」 (要領再事部第11号-7)</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」 (要領再事部第5号-7)</p>	<p>再処理計画部</p> <p>品質管理部 品質管理課</p> <p>品質管理部 品質管理課</p> <p>品質管理部 許認可業務課</p> <p>品質管理部 教育課</p> <p>品質管理部 作業安全課</p> <p>施設建設部</p>	<p>[品質管理部と保安監査部の役割分担]</p> <p>1(1)C項参照</p> <p>第1回監査にて「品質保証計画書」の策定を確認済み。</p> <p>[不適合管理(是正処置、予防処置を含む)の実施状況] 不適合管理</p> <p>[品質保証パトロールの実施状況] 4(2)b項参照</p> <p>[許認可対応事項の推進] [現場での検査活動や作業指導] 第三者的な事前検査(リハサル)の実践</p> <p>[技術・技能認定制度の運用] [教育・訓練の実施状況] 技術・技能認定制度の運用及び教育訓練の実施状況</p> <p>[作業安全の実施状況] 作業安全(品質システムの一般監査として)</p> <p>[「協力会社の選定・評価」] 2(1)a項参照</p> <p>組織発足後の期間が短く、 現段階では該当せず。</p>	<p>第1回監査にて確認済</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非常に良好 <input type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非常に良好 <input type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>—</p> <p>No. 9</p> <p>No. 5</p> <p>No. 4</p> <p>No. 14</p> <p>—</p>

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS ON THE REVERSE

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>2(2) b. <u>保安監査部</u></p> <p>1) 独立アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <hr/> <p>2) 再処理事業部内各部及び協力会社に対する品質監査を行い、その結果について再処理事業部長に報告する。</p> <p>(保安監査部の業務に対する品質監査は、品質保証室が実施し、その業務が JEAC4111 に基づく品質マネジメントシステムに則して実施されていることを確認し、再処理事業部内各部における品質監査の実態とあわせて、社長に報告する。また、保安監査部に対する品質監査の過程で発見した不適合については、「不適合管理要領」に基づき処理する。)</p> <hr/> <p>3) 品質監査の過程で発見された不適合は、不適合管理に関する「不適合管理要領」に従って処理するよう所管部署に指示する。</p> <hr/> <p>要員は約 20 名とし、業務実施部門との定期的なローテーションを行う。</p>	<p>「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第 5 号-7)</p>	<p>再処理計画部</p> <hr/> <p><u>保安監査部</u> <u>保安監査課</u></p> <hr/> <p><u>保安監査部</u> <u>保安監査課</u></p> <hr/> <p>組織発足後の期間が短く、 現段階では該当せず。</p>	<p>[品質管理部と保安監査部の役割分担]</p> <p>1 (1) C 項 参照</p> <hr/> <p>[内部監査の実施状況]</p> <p>内部監査の実施状況</p> <hr/> <p>[協力会社への調達先監査の実施状況]</p> <p>調達先監査の実施</p> <hr/> <p>不適合事項は観察されておらず、 現段階では該当せず。</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <hr/> <p>今回 該当せず</p> <hr/> <p>今回 該当せず</p>	<p>No. 2</p> <hr/> <p>No. 3</p> <hr/> <p>—</p> <hr/> <p>—</p>

品質保証体制の改善策		関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
3.	品質保証を重視した人員配置と人材育成					
3(1)	<p><b>【人員配置】</b></p> <p>○品質マネジメントシステムの効果的運用のための人員配置</p> <p>1)今後の再処理工場の運営を勘案し、教育訓練及び異動の面で柔軟な対応が可能であり、再処理技術に精通するとともに、再処理工場の特性を踏まえた安全文化を体得させることができるプロパー社員を主体とする体制に変えていく。</p> <p>2)要員の6割以上がプロパー社員となり、育成も進んでいる状況を踏まえ、その育成と将来像をも考えた配置、人事ローテーションを行うとともに、OJTや社外研修などにより当該ポスト・職位に見合った力量まで到達したプロパー社員を、中核者として積極的に登用する。登用に当たっては、半期毎に実施する「業績評価」により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価して決定する。</p> <p>3)この方針に従って作成している要員計画においては、プロパー社員を業務運営体制の中心に据えていくことを明確にしており、この結果、平成31年にはプロパー社員の比率を、9割に増加させる。(これまでの11年間で13%増加してきたものを、今後15年で29%増加させる)</p>	<p>「平成16年度事業計画」</p> <p>「中核者として積極的に登用する。」ことを目的とした稟議書</p> <p>評価の手引き(一般管理職および一般職編)</p> <p>「評価制度のしくみ(特別管理職編)」</p>	<p>経営企画室</p> <p>業務管理室</p> <p>業務管理室</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS ON THE REVERSE

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.	
3(1)	<p>4)このため、出向者の人事について独立性をもって適切に配置できるよう、電力会社からの適任者の出向期間の柔軟な対応を進めるよう努める。出向者については、半期毎に実施する「業績評定」により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価し、出向者の受入れ計画に反映する。</p>	<p>「平成 16 年度事業計画」</p> <p>「中核者として積極的に登用する。」ことを目的とした稟議書</p>	業務管理室	—	—	—
	<p>5)配置に当たっては、十分な訓練により必要な技術力を身に付けさせることはもとより、品質保証、コンプライアンス（法令遵守）及び安全文化に関する認識の涵養にも配慮する。</p>	<p>評定の手引き（一般管理職および一般職編）</p> <p>「評定制度のしくみ（特別管理職編）」</p>	品質管理部 教育課	<p>[技術・技能認定制度の運用] [教育・訓練の実施状況]</p> <p>2 (2) a 2) ② ㊦項参照</p>		

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>3(2) 【人材育成】</p> <p>○再処理工場における原子力安全等に従事する管理職（2月末現在約50名）の力量について、特に技能・技術力について明確化し、習得のためのカリキュラム・資格等を明らかにし、必要な技能・技術力を身に付けさせるとともに、品質保証意識の向上を図る。</p> <hr/> <p>①力量の明確化と達成のためのカリキュラム、資格の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職に求められるマネジメント等の能力については、年2回の業績評価において、事業部長の品質目標に基づき自らが担当する組織の重要課題を踏まえて設定する品質保証等に関する目標等によってその発揮度を評価することとし、手引きを見直す。（平成16年3月末まで）</li> </ul>	<p>「評価制度の仕組み（特別管理職編）（平成16年4月）」</p> <p>「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」（A4-P4-05-001-01）</p> <hr/> <p>「管理者能力向上研修」が計画され、稟議決裁されています。</p> <p>「出向者導入研修」が計画され、稟議決裁されています。</p>	<p>品質管理部 教育課</p> <hr/> <p>業務管理室</p>	<p>[技術・技能認定制度の運用] [教育・訓練の実施状況]</p> <p>2(2)a2)②)項参照</p> <hr/> <p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS ON THE REVERSE

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>3(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再処理工場における運転部門の管理職の力量のうち、知識・技能について、ウラン試験段階及びアクティブ試験段階に応じて、「技能・技術認定制度」の認定要件の中で明確化する（平成16年4月より実施予定）。なお、その他部門の原子力安全等に関する業務に従事する管理職（原則としてライン課長級）については、順次力量を明確化していく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての力量を維持・向上させるため、課長級（プロパー社員・出向者）の者を対象として「管理者能力向上研修」を実施するとともに社外専門研修へ参加させる。（平成16年7月より実施予定）</li> </ul> <p>管理者の出向者については、出向元会社に、求める力量を提示した上で受け入れる。また、当社固有の課題については、着任時の研修にて補完する。（研修は平成16年7月より実施）</p>	<p>「評定制度の仕組み（特別管理職編）（平成16年4月）」</p> <p>「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」（A4-P4-05-001-01）</p> <hr/> <p>「管理者能力向上研修」、が計画され、稟議決裁されています。</p> <p>「出向者導入研修」が計画され、稟議決裁されています。</p>	<p>品質管理部 教育課</p> <hr/> <p>業務管理室</p>	<p>[技術・技能認定制度の運用] [教育・訓練の実施状況]</p> <p>2(2)a2)②)項参照</p> <hr/> <p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS ON THE PVP/PPSC

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>3(2) ② 教育・訓練の有効性評価</p> <p>原子力安全等に関する業務に従事する管理職は、これを担保する目標を設定するよう義務付け、上司がこれを評価する。具体的には業績評定表の業務目標欄に「品質保証に関する目標」欄を設定し、半期毎に上司が「業績評定」の中で面談を行った上で評価する。評定の結果により不足と思われる項目については、上司による指導又は社内外研修・訓練の受講を義務付ける。(平成16年4月より実施)</p>	<p>「評定制度の仕組み(特別管理職編)(平成16年4月)」</p> <p>「平成16年度品質目標の具体的展開(品質保証室)」 (品証B0-04-009-R01)</p>	<p>業務管理室</p>			
<p>③ 業務の意味と品質保証等の重要性認識の徹底</p> <p>a. 研修カリキュラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職には、ISO研修を推進するとともに、階層別研修、出向者導入研修及び再処理技術講座のカリキュラムに組み込む等により、品質保証、コンプライアンス及び安全文化について意識向上を図る。(平成16年4月より実施予定)</li> </ul>	<p>「管理者能力向上研修」、「新任役職者(副長・主任)研修」、「出向者導入研修」、「新入社員スタートアップ研修」等のカリキュラムの中に適宜折り込まれ、計画されています。</p>	<p>再処理事業部分 について実施</p> <p>品質管理部 教育課</p>	<p>[技術・技能認定制度の運用] [教育・訓練の実施状況]</p> <p>2(2)a2)②)項参照</p>		

THIS DOCUMENT IS SUBJECT TO THE PROVISIONS OF THE DIVISION ON THE DIVISION



品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>3(2) b. 「技能・技術認定制度」における認定要件</p> <p>再処理工場の操業要員を対象とする「技能・技術認定制度」について、現在の技能、技術に関する認定項目に加え、平成16年4月からは、品質保証、コンプライアンス及び安全文化についての教育実績を認定項目に含める。(4月から運転員を対象に導入し、順次拡大)</p>	<p>「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」 (A4-P4-05-001-01)</p> <p>「人事・労務システム(研修管理)の改修について」の中で、計画され、稟議・決裁されています。</p>	<p>品質管理部 教育課</p>	<p>[技術・技能認定制度の運用] [教育・訓練の実施状況]</p> <p>2 (2) a 2) ② ㊦項参照</p>		
<p>④ 教育、訓練、技能及び経験の記録</p> <p>1)教育をしっかりと根付かせるため、各人の社内外研修・講習、法定教育等の受講履歴並びに技能検定、公的資格、通信教育受講歴等を登録し一覧できるようにした「教育履歴管理システム」を平成16年度下期から運用を開始し、一貫した計画的育成を着実に進める。</p> <p>2)再処理事業部で平成13年10月より運用中のシステムは、全社の「教育履歴管理システム」に統合する。</p>		<p>業務管理室</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

品質保証体制の改善策		関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
4.	協力会社を含めた品質保証活動の徹底					
4(1)	<p>① 調達管理の徹底・強化</p> <p>1) 規定された調達要求事項（仕様等）に調達製品が適合することを確実にするため、「資材契約事務要則」、「調達管理要領」及び「調達先管理細則」を改訂し、当社が実施する協力会社承認審査の際に協力会社（元請会社及び一次下請会社）の財務情報により経営状態を、並びに教育訓練計画又は実績等により品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認・評価することを明確にする。（平成 16 年 3 月末日途）</p> <p>2) 協力会社における品質保証活動の遂行状況については、協力会社（元請会社）が当社に提出し当社が承認する「品質保証計画書」の審査・承認するとともに、実施状況についての品質監査（一次下請けまで）等を通じて確認することとしており、これを的確に実施するため、「調達管理要領」、「品質保証監査要領」を再徹底する。（平成 16 年 3 月末日途）</p> <p>3) 当社と協力会社との不適合情報の共有化により不適合処理が確実に実行されるため、再処理事業部で実施中の品質保証連絡会に加え、常に両者の経営層が不適合処理の情報を共有できるよう「（全社）不適合管理要則」を改訂し、不適合管理に関して当社と協力会社が共通認識に立てるシステムの構築を明確にする。</p>	<p>「資材契約事務要則」 （要則業管室第 9 号-4）</p> <p>「取引先管理要領」 （要領業管室第 10 号）</p> <p>「再処理事業部 調達管理要領」 （要領再事部第 5 号-4）</p> <p>「再処理事業部 調達先管理細則」 （A4-P1-14-003-00）</p> <p>「再処理事業部 品質監査要領」 （要領再事部第 106 号-6）</p> <p>「不適合管理要則」 （要則 品証室第 4 号）</p>	<p>保安監査部 保安監査課</p> <p>施設建設部</p> <p>施設建設部</p> <p>品質保証室</p>	<p>[協力会社への調達先監査の実施状況]</p> <p>2(2)b2) 項参照</p> <p>[「協力会社の選定・評価」]</p> <p>2(1)a 項参照</p>		

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>4(1) 4) 当社及び協力会社を対象として運用している企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」について、周知を再徹底する。総務部門に設置された窓口では、社内及び協力会社から専用電話、電子メール、郵便私書箱で相談を受け付けている。受付事案は常務取締役をリーダーとするダイレクトライン運営チームにおいて、調査を実施し是正措置を決定して実施するが、内容に応じて協力会社にも調査依頼や是正措置の展開を行う。事案の受付、検討状況、是正措置の実施結果については、逐次、運営チームが社長に報告する。当社施設の安全性や操業に関する事案については、ホームページにて公開する。</p>	<p>「日本原燃企業倫理情報受付制度「ダイレクトライン」の周知の願い」の中で「ダイレクトライン」の概要、情報の処理手順等が文書化されています</p>	<p>経営企画室 &amp; 広報渉外室</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>4(2) ② より良いコミュニケーションの確立</p> <p>1) 協力会社と一体となった品質保証活動を有効に機能させる効果が期待できる協力会社との活発なコミュニケーションの推進の観点から、協力会社の品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認する場づくりや協力会社の経営層を含む各層とのコミュニケーションに力を入れる。</p> <p>このための方策として、上記の規定類の改訂に加え、協力会社との双方向のコミュニケーションを確立するため、再処理事業部の品質保証連絡会及び合同パトロールの継続実施も含め、下記の取り組みを行う。</p> <p>a. 当社と協力会社の経営層による「品質保証マネジメント会議」を設置（説明会を実施：2月24日に37社、3月4日に10社）。「品質保証マネジメント会議」では、当社再処理施設、濃縮施設、埋設施設のPDCAサイクルに関する、当社並びに協力会社の取り組み状況について、相互に発表・評価を行い、各社が主体的に行う品質保証の検討・改善を確認し、品質保証活動の活性化を促す場とする。（平成16年4月中旬開始、年2回開催）。また、その結果はトップマネジメントレビューのインプットとして活用する。これらの会議内容及び品質マネジメントシステム上の位置付けを「品質保証マネジメント会議運営要則」（平成16年3月中旬制定予定）に記載する。</p>	<p>「品質保証規程」 （規程第38号-11）</p> <p>「品質保証マネジメント会議運営要則」 （要則品証室第7号-1）</p> <p>「再処理事業部 品質保証連絡会議細則」 （A4-PI-14-001-08）</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」 （要則再事部第5号-7）</p> <p>「改善活動情報運営要則」の案が作成され、社内調整が行われています。</p>	<p>品質保証室</p>			

	品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
4(2)	<p>b. 各部門の各層毎の当社と協力会社のコミュニケーションの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理部は、要求事項を満たしていることを確実にするため、今後、工場体制への移行にともない、協力会社（元請会社）の品質保証部門との間で月1回の頻度で実施していた「（再処理事業部）品質保証連絡会」を継続し、不適合情報の共有化を図るとともに、委託及び改造工事に携わる協力会社（元請会社：平成16年2月現在、約40社）と作業現場の異物管理、損傷防止管理状況等について月1回の頻度で合同パトロールを開催（ウラン試験開始までに最低1回実施。特に、ウラン試験に向けた管理区域設定前の合同パトロールは、環境整備を兼ねて徹底的に行う。）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業部内各部署は、社内で実施している小集団活動を協力会社まで拡大し、合同の発表会の開催等（ウラン試験開始までに具体的な仕組みを検討・整備し、アクティブ試験までに最低1回実施）</li> </ul>	<p>「品質保証規程」 （規程第38号-11）</p> <p>「品質保証マネジメント会議運営要則」 （要則 品証室 第7号-1）</p> <p>「再処理事業部 品質保証連絡会議細則」 （A4-P1-14-001-08）</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」 （要則再事部第5号-7）</p> <p>「改善活動情報運営要則」の案が作成され、社内調整が行われています。</p>	<p>品質管理部 品質管理課</p> <hr/> <p>経営企画室</p>	<p>[再処理事業部 品質保証連絡会の実施状況]</p> <p>再処理事業部 品質保証連絡会の開催</p> <hr/> <p>[品質保証パトロールの実施状況]</p> <p>品質保証パトロール</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 8</p> <hr/> <p>No. 10</p>

## 2. 追加監査(ウラン試験に係る操作手順書等の作成実施状況)

監査内容	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>ウラン試験の実施に関連し、手順書及び要領書等の作成が規定された手順通り実施されているかについて監査を実施した。 なお、本監査は、品質保証体制の改善策の実施状況とは異なる監査時効である。</p>	<p>試験運転管理要領 (A3-K1-06-001-01)</p>	<p>試運転部</p>	<p>[操作手順書、ウラン試験要領書、ウラン試験手順書の実施状況]</p> <p>操作手順書等の妥当性確認 (ウラン脱硝施設およびウラン酸化物貯蔵施設)</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好(コメント含) <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 15</p>

## 項目別 監査結果リスト

根拠資料 No.	監査事項表題
No. 1	品質管理部と保安監査部の独立に関する軌道乗せ
No. 2	内部監査の実施状況
No. 3	調達先監査の実施
No. 4	技術・技能認定制度の運用及び教育訓練の実施状況
No. 5	第三者的な事前検査(リハーサル)の実践
No. 6	品質目標の策定・管理、及び関係者への周知
No. 7	品質保証推進会議
No. 8	再処理事業部 品質保証連絡会の開催
No. 9	不適合管理
No. 10	品質保証パトロール
No. 11	各種改善策の実工事への反映状況
No. 12	高反応性試薬の系統設計基準を追加した設計管理基準の運用状況
No. 13	マネジメントレビュー (再処理事業部関係)
No. 14	作業安全 (品質システムの一般監査として)
No. 15	操作手順書等の妥当性確認 (ウラン脱硝施設およびウラン酸化物貯蔵施設)

## 項目別 監査結果 ( No. 1 )

被監査部門	再処理計画部	備考
監査事項	品質管理部と保安監査部の独立に関する軌道乗せ	(参照規定類、等)
<p>改善項目策定における理念の一つは「自己アセスメントと独立アセスメントの分離・充実」であり、品質管理部と保安監査部の独立は、当該理念の一環として企画されたものである。</p> <p>再処理計画部は上記の事項に関して、経営企画室が策定した「職制規程」を補足する「職制規程解明集」を制定することにより、両部の詳細業務を明確にした。(職制規程解明集では、再処理事業部の他の部課の業務詳細にも言及している)。</p> <p>上記「解明集」は、社内稟議による再処理事業部長の決裁で、本年10月7日に制定され、同13日に各部への配布が完了していることを検証した。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b> この作業をもって、標記事項(軌道乗せ)に係わる再処理計画部としての役務は、ほぼ終了したと判断される。 自己アセスメントと独立アセスメントの分離・充実という改善策の有効性評価については、今後、品質保証推進会議(事務局:品質管理課)にてフォローされてゆくことになる。</p> <p><b>(コメント)</b> 1. 「解明集」は規定類に属するので、その位置付けの明確化(規程、要則、細則、基準、要領、手順などにおける位置付け)と呼称の妥当性の検討が望まれる。 2. 解明集は規定類に属するので、管理文書としての形態(表紙、付番、起草/承認部門の明記、来歴欄など)を具備することが望まれる。</p>		<p>(参考) 文書管理要領 A3-P1-02-001-15</p>

\*備考欄に記載された規定類等は全て再処理事業部が作成したものであるため、表題としての「再処理事業部」の付記は省略する。本処置は、以下同様とする。



## 項目別 監査結果 ( No. 2 )

被監査部門	保安監査部 保安監査課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	内部監査の実施状況	
<p>改善事項の一つとして組織化された「保安監査部」は、再処理事業部における独立アセスメントの実施部門となっており、担当業務の一つは「再処理事業部内の各部に対する内部監査」である。当該内部監査及び関連活動が右記の要領に従って適切に実践されているか否かについて第三者監査を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 内部監査員の登録： 規定された要件を満たす内部監査員が登録されている。</li> <li>2. 内部監査の年度計画： 今年度は各部署が定めた品質目標の取組み状況等を確認することを目的に、全部門の内部監査を実施すべく、被監査部門ごとの実施期日と、その担当チーム編成が計画されている。</li> <li>3. 内部監査の実施計画書： 上記の年度計画スケジュールに基づくと、今回の第三者監査の対象となり得る範囲が限定されたので、「放射線管理部、再処理計画部、土木建築部等のグループ」を選択した。当該グループの各部に対する実施計画が策定され、被監査部門に配布されている。</li> <li>4. 内部監査の実施、報告書の作成、及びフォロー活動： 策定されたスケジュールに基づいて内部監査が実施され、被監査部門に報告書が回付された段階にある。若干の参考コメントを受けた部門があるが、不適合事項は観察されていない結果となっている。 (スケジュールに基づくタイミングから、今回の第三者監査では、参考コメントを受けた部門からの改善報告や当該改善内容の妥当性評価状況については確認していない)。</li> </ol> <p><b>(第三者監査所見)</b> 規定に沿った手順で内部監査が実践されている。独立アセスメントの理念を徹底させた「厳しい保安監査部」となることを期待する。</p> <p><b>(コメント)</b> 内部監査の具体的項目を被監査部門に事前に伝達しているが、例えば監査項目の20%程度に「抜き打ち的項目」を含めると、被監査部門の実態をより正確に監査することが可能になるろう。</p>		<p>品質監査要領 要領再事業 106号 - 6</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 3 )

被監査部門	保安監査部 保安監査課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	調達先監査の実施	
<p>「調達管理の徹底・強化」という改善策の一環として、右欄の規定類に基づいて、調達先監査の実行状態に関する第三者監査を行った。結果は、次の通り適切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調達先監査に際して、「調達先監査計画の策定方針」に則り、「H16年度・監査計画書」が作成され、本計画に従って実施されていることを確認した。今回の計画においては、監査条件に合致する協力会社に対して、7月～12月までの間に監査が予定されており、現時点では3社の監査が終了していた。</li> <li>2. 調達先監査の終了した3社から1社をサンプリングし、監査計画段階から監査報告までの一連のプロセスを第三者監査の対象とした結果、規定類に定められた通りに実施されていることを確認した。なお、調達先監査で観察された事項(今回の場合、協力会社とのコミュニケーション不足)については、品質保証推進会議に提示されることを併せて確認した。</li> <li>3. 今回の具体的な改善策に該当する「再処理事業部長への報告」については、監査実施計画書及び監査報告書が確実に上覧されていることを確認した。</li> </ol> <p><b>(第三者監査所見)</b> 協力会社への調達先監査の実施状況については、改善策に該当する再処理事業部長への報告の実施を含め、関連文書に規定された手順に従い、適切に実施されていることを確認した。</p> <p><b>(コメント)</b> 「品質監査要領」中の「調達先監査」の定義が、上位文書である「品質保証計画書」の定義と異なっている。両者の文書間の整合を取ることが望まれる。</p>		<p>品質保証計画書 A2-P1-01-001-07</p> <p>品質監査要領 要領再事部第106号-6</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 4 )

被監査部門	品質管理部 教育課	備考
監査事項	技術・技能認定制度の運用及び教育訓練の実施状況	(参照規定類、等)
<p>再処理工場における運転部門の職員の知識・技能について、ウラン試験段階に対する「技術・技能認定制度」の認定要件の明確化ならびに教育項目への品質保証、コンプライアンス及び安全文化についての教育実施状況について第三者監査を行った。その結果、品質保証体制の改善策については、以下に記載する通り、適切な対応・運用が行われていることを確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 16 年 6 月から教育課が事業部全体の教育管理を行うこととなった。教育課の主な職務である ①教育訓練の方針と位置づけられている「試運転段階における教育訓練の全体計画」の制定、及び ②各課単位の年次の具体的計画である「教育訓練個別計画」のとりまとめ及び承認手続きを行って、事業部全体の教育管理が実施されていることを確認した。</li> <li>2. 教育訓練個別計画の策定に際しては、教育課において共通の教育項目を示し、その中から各課がニーズに応じた項目を選択する方式を取っている。本計画の実践度を検証するため、分析課を選定して、教育実践度の確認を行い、予定された計画に沿った教育訓練が行われていることを確認した。また、課内の各職員の力量に関しては、教育課の学習と工夫による力量表により、単年度ベースで課別に管理する方式が取られた有効な力量管理が行われていることを検証した。</li> <li>3. 「技術・技能認定制度」の構築・運用に関しては、テキスト(基礎共通編、専門知識編)を編集し、試験、合否判定、面接、認定委員会の全てのステップが「運用細則」に従って適切に実行されていることを検証した。</li> </ol> <p><b>(第三者監査所見)</b>                      品質保証体制の改善策について、規定されていることが適切に計画・運用されていることを確認した。                      同時に、教育課では最新の「教育訓練要領」に基づく教育管理が精力的に実施されていることを検証した。                      なお、教育の成果の確認には長期間を必要とすることから、今後とも、現在行われている適切な教育管理の実践とフォローに注力することを期待する。</p> <p><b>(コメント)</b>                      コメントなし。</p>		<p>技術・技能認定制度運用細則 A4-P4-05-001-01</p> <p>教育訓練要領 A3-P4-05-001-14</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 5 )

被監査部門	品質管理部 許認可業務課	備考	(参照規定類、等)
監査事項	第三者的な事前検査(リハーサル)の実践	備考	使用前検査対応業務細則 A4-P3-16-002-02 A4-P3-16-003-02
<p>使用前検査／定期検査に関して、試験・検査の充実のために、施設担当課が行う検査の正確性・健全性の確認を目的とした「第三者的な事前検査(リハーサル)」が改善項目として取り入れられた。当該事前検査が、右記の規定に従って有効に実践されているか否かを監査した。</p> <p>新体制になった本年6月～9月までに、①使用前検査関係で28件、②定期検査関係で8件の実績がある中で、数件を抽出して監査対象とした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事前検査(リハーサル)に使用するチェックリストは工夫された形で準備されている。事前検査の結果として、「指摘事項を發した事例」が散見されており、これは、本来の担当部門に慎重さが不足していることを示す反面、事前検査方式の導入が有効に機能している証でもある。自己アセスメントと独立アセスメントの分離・充実という改善項目の理念が実現している一例と見ることが出来る。</li> <li>2. 上述のチェックリストには、①指摘事項を受けた部門が対応案を記述する欄、及び、②当該対応案を指摘側が同意確認する欄が設けられており、問題提起から完結までの一巡が確認できることは大変に好ましい。</li> </ol> <p>(第三者監査所見) 改善策としての事前検査方式(リハーサル)が適切に実施され、有効に機能している。</p> <p>(コメント)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「指摘を受けた側」から回答された内容を「指摘側」が確認する欄の確認者名の記載に一部混乱が見られているので、明確化する工夫が望まれる。</li> <li>2. 本制度を一層有効に活用するために、「指摘を受けた側」が原因究明や再発防止に注力する仕組みの充実が望まれる。</li> </ol>			

## 項目別 監査結果 ( No. 6 )

被監査部門	品質管理部 品質管理課	備考
監査事項	品質目標の策定・管理、及び関係者への周知	(参照規定類、等)
<p>1. 再処理事業部の平成 16 年度の品質目標は、平成 16 年 5 月 21 日付で策定されていることを検証した。基本事項は次の 5 項目である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不適合の防止</li> <li>② 力量向上と人材育成</li> <li>③ 協力会社を含めた品質保証の改善</li> <li>④ 試験運転の目標達成</li> <li>⑤ 受入れ・貯蔵の計画達成</li> </ul> <p>(注) 6 月 30 日付で事業部長の交替人事が行われたが、上記の品質目標は継承されている。</p> <p>2. 上記の品質目標は、6 月 2 日に再処理事業部の全職員に伝達されている (電子媒体による掲示)。 また、協力会社に対しても、8 月 20 日開催の「品質保証連絡会」にて開示し、説明されている。</p> <p>3. 事業部長の目標に基づいて、配下の工場長、部長、課長が各人の目標を策定していることを検証した。当該目標は所定の様式に記載されており、容易に検索できるよう品質管理課が管理している。</p> <p>4. 工場長及び部長が策定した全ての目標に対して、事業部長が自らコメント・チャレンジを記載している。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b> 目標の策定・管理、及び関係者への周知状況は、いずれも極めて適切な態様にある。 なお、目標の達成度評価については、次回の監査時に確認することとなる。</p> <p><b>(コメント)</b> 特段のコメントはない。年度末においては、目標の達成度評価と次年度目標への反映が、充実した態様で実施されることを期待する。</p>		<p>品質保証計画書 A2-P1-01-001-07</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 7 )

被監査部門	品質管理部 品質管理課	備考	(参照規定類、等)
監査事項	品質保証推進会議		
<p>品質保証推進会議は再処理事業部の品質に係わる最上位の会議であり、当該事業部としてのマネージメントレビュー会議に相当するものと位置付けられる。社長によるマネージメントレビューに先だって、実施される。</p> <p>6月1日以降の組織変更後での第1回会議は平成16年6月14日に開催されているが、内容的には品質目標の紹介・確認が主たる議題になっているので、この度の第三者監査としては、第2回として実施された10月14日の品質保証推進会議の状況を対象にした。</p> <p>1. インプット情報 規定に定められた全項目が準備されている。不適合の発生状況など、いわゆる「好ましくない情報」も含まれており、会議の趣旨が認識されている。</p> <p>2. 参画メンバー、及び審議状況 再処理事業部長を筆頭に、規定に定められた構成メンバーが参画して所定の事項についてレビュー・審議していることを検証した。</p> <p>(第三者監査所見) 規定に沿った会議が実施されている。インプットされた資料も適切である。</p> <p>(コメント) 1. 閲覧した議事録は、タイミング的にドラフト状態であったが、事業部長の指示・チャレンジ発言や参画者による提言などを含めて、適格なフォローを実施するに十分な程度に詳しい内容を残すことを期待する。</p> <p>2. 会議録の標準様式として、次の欄を設けると充実が期待できる。 ①会議で決定された要望・指示事項の一覧と、そのフォロー担当部門、フォロー期限などを記載する欄 ②上記フォローが完結したことを確認する欄(フォロー概要を含む)</p>		<p>品質保証推進会議 運営要領 A3-P1-04-001-09</p>	

## 項目別 監査結果 ( No. 8 )

被監査部門	品質管理部 品質管理課	備考
監査事項	再処理事業部 品質保証連絡会の開催	(参照規定類、等)
<p>規定に定められた「再処理事業部 品質保証連絡会」については、平成16年8月20日に開催された「第3回連絡会」の内容を監査し、適切性を検証した。</p> <p>1. 再処理事業部側からは本年度の品質目標を開示し、また、協力会社の数社からも当該社の品質目標の発表が行われており、品質意識を双方向で認識することを目的とした当該連絡会が、適切に機能していると判断される。</p> <p>2. なお、これとは別に、自主的な会合として「品質保証関係標準類の見直し内容に係わる説明会」が開催され(9月3日)、この度の第三者監査の対象になっている改善項目を反映した改訂基準類について、協力会社への説明が実施されている。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b> 協力会社との密なる連携という改善項目が実践されている。適切である。</p> <p><b>(コメント)</b> 上記第2項の説明会に欠席した協力会社への情報提供をフォローすることが望まれる。</p>		<p>品質保証連絡会 細則 A4-P1-14-001-08</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 9 )

被監査部門	品質管理部 品質管理課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	不適合管理	
<p>これまでに発生した不適合事例の中から、ランダムに 10 事例を抽出して、管理実体を監査した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不適合の内容、原因の特定、処置方針の策定と処置の実施内容、水平展開の要否判断、(必要あれば) 予防処置の策定など、不適合管理に要求される全てのステップが、確実、かつ、責任を明確にしつつ展開されている。</li> <li>2. 不適合は、その内容に応じた 3 種のレベル格付がなされて対応が異なるが、予め任命された専門家集団 (不適合検討ワーキング) が、全ての事例について当該格付の妥当性検討・判定を実施する仕組みが定着している。</li> <li>3. 関連資料類の整備を含め、管理帳票の充実度も優れている。</li> </ol> <p><b>(第三者監査所見)</b>            不適合管理については、自己アセスメントと独立アセスメントの分離・充実という理念も取り入れた非常に理想的な管理の仕組みが構築されている。            今後のプラント運転段階では、開発要素を含んだ設備であるだけに、不適合の発生件数が増加する可能性がある。優れた不適合管理の仕組みを維持しつつタイムリーな運用を行うためには、関連部門の業務負荷増加が生ずる可能性があり、人的資源(力量と員数)の投入計画に慎重な対応が求められよう。</p> <p><b>(コメント)</b>            コメントなし。</p>		<p>不適合等管理細則 A4-P1-18-003-00</p>



## 項目別 監査結果 ( No. 10 )

被監査部門	品質管理部 品質管理課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	品質保証パトロール	
<p>管理区域設定前の環境面の点検を目的とした標記のパトロールは、工事の担当メーカーと共に、毎月 1 回実施されている。第 1 回目として、6 月 30 日に低レベル廃棄物処理建屋を対象にした実施状況を監査した。チェックリストに基づく点検が行われ、軽微な指摘事項の提起も行われている。また、結果については、品質保証連絡会において紹介されている。</p> <p>(第三者監査所見) 規定に従った毎月 1 回のパトロールが励行されている。</p> <p>(コメント) コメントはありません。</p>		<p>品質保証計画書 A2-P1-01-001-07</p> <p>品質保証連絡会 細則 A4-P1-14-001-08</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 11 )

被監査部門	施設建設部 保守部 機械保守課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	各種改善策の実工事への反映状況	
<p>「品質保証体制の改善策」として、実工事に適用される右欄に示す要領書類の修正・追加が行われている。二つの部門を対象にして下記の3項目について第三者監査を実施した。なお、当該2部門では実工事の進捗状況が異なるので、下記3項目の中で現時点では該当しないものもある。</p> <p><b>1. 管理要件の各施工管理要領への反映状況</b></p> <p>施設建設部が担当する「高レベル廃液ガラス固化体貯蔵施設(西棟)の建設」及び「第2期返還高レベル廃棄物貯蔵施設の建設」関連の案件に対して適用すべき基準類を元請各社に配布し、また、平成16年9月の「品質保証関係標準類の見直し内容に係わる説明会」で管理要件等を含む改善事項についての説明を行っている。</p> <p>機械保守課が担当する「第1ろ過装置B薬品洗浄作業」の場合、受託メーカーに配布した工事仕様書の中に適用すべき要領書類が明記されている。</p> <p><b>2. 品質重要度分類基準の適用状況</b></p> <p>機械保守課の「第1ろ過装置B薬品洗浄作業」に、品質重要度分類基準が適用されていることを確認した。</p> <p><b>3. 協力会社の選定・評価状況</b></p> <p>施設建設部での最近の受託メーガ選定時に、改善策に含まれたコンプライアンス、及び品質保証体制等についても評価していることを確認した。受注者側の品質保証計画書についてはその内容をレビュー中である。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>今回の監査対象にした業務は要領書等に沿って適切に実施されている。なお、機械保守課において、要領書等に改善策として記載された内容が、メーカーへ周知徹底されるよう更なる工夫をすることを期待する。</p> <p><b>(コメント)</b></p> <p>今回の監査対象とした「第1ろ過装置B薬品洗浄作業」の立会プロセスを示す記録においては、品質に係る事項と安全作業に係る事項が同一マークで記載されていた。識別可能となるような書式の検討が望まれる。</p>		<p>製作及び据付・ 施工管理要領 要領再事部第8号-5</p> <p>検査及び試験管理 要領 要領再事部第7号-5</p> <p>据付施工要領書/試験 検査要領書作成 基準 施工管理基準第5号</p> <p>品質重要度分類 基準 要領再事部第53号-2</p> <p>火災・爆発防護設計 基準 設計管理基準第29号</p> <p>配管設計基準 設計管理基準第28号</p> <p>建屋換気設備 機器・ ダクト設備設計 基準 設計管理基準第17号</p> <p>機器設計基準 設計管理基準第20号</p> <p>計器選定基準 設計管理基準第23号</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 12 )

被監査部門	施設建設部	備考 (参照規定類、等)
監査事項	高反応性試薬の系統設計基準を追加した設計管理基準の運用状況	
<p>化学安全の確保を目的として、高反応性試薬の系統設計基準を追加した「設計管理基準」の運用状況について、施設建設部を対象に監査を行った。結果は次の通り適切であった。</p> <p>1. 施設建設部が所管する増設工事の設計・検査に反映させる内容が共通連絡書の形式で施工担当メーカーに指示されており、適切に運用されていることを検証した。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b> 高反応性試薬の系統設計基準を追加した「設計管理基準」は適切に運用され、有効に活用されている。</p> <p><b>(コメント)</b> コメントなし。</p>		<p>火災・爆発防護設計基準 設計管理基準第 29 号</p> <p>配管設計基準 設計管理基準第 28 号</p> <p>建屋換気設備 機器・ダクト設備設計基準 設計管理基準第 17 号</p> <p>機器設計基準 設計管理基準第 20 号、</p> <p>計器選定基準 設計管理基準第 23 号</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 13 )

被監査部門	品質保証室	備考 (参照規定類、等)
監査事項	マネジメントレビュー (再処理事業部関係)	
<p>マネジメントレビュー会議は、社長が主催するものであるが、事業部別に日程を分けて実施される(年間4回)。この度は、第三者監査では、再処理事業部に係る最新のレビュー会議(平成16年10月18日開催)を対象とした。監査結果は、下記のごとく適切であることを検証した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規定に従ったメンバー宛に開催通知が発行されている。(規定に従って、事務局を品質保証室が担当している。)</li> <li>2. マネジメントレビューへのインプット情報として規定に従った全ての項目が準備されている。再処理事業部としては、品質保証推進会議(監査結果;No.7参照)にてレビュー・審議された資料が使用されている。 インプット情報をまとめる帳票様式は、前回のレビュー会議における社長指示事項を反映して改善された理解し易い形を取っていることを確認した。</li> <li>3. レビュー会議での討論内容は、議事録(監査時点ではドラフト版)に纏められているが、社長の発言はもとより、関係者の応答及び提言等が必要十分な程度で記載されている。なお、議題の一環として、社員とのインタビューも組み込まれている(規定による)。</li> <li>4. 社長からの指示/チャレンジ事項ならびにレビュー会議としての提起事項に対するフォロー表が作成される予定であるが、前回の実績を見ると、項目、対応方針、担当部門、目標期限などが明示されており、今回も同様な様態でフォローする意向である。</li> </ol> <p><b>(第三者監査所見)</b> マネジメントレビューに期待される適切な実施形態である。フォロー結果が品質システムの維持・向上に有効に寄与することを期待する。</p> <p><b>(コメント)</b> コメントなし。</p>		<p>品質保証計画書 A2-P1-01-001-07</p> <p>トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム 運営要則 要則品証室第2号-2</p> <p>トップマネジメント補佐要領 要則品証室第1号-1</p>

## 項目別 監査結果 ( No. 14 )

被監査部門	品質管理部 作業安全課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	作業安全 (品質システムの一般監査として)	
<p>作業安全は日常活動として極めて重要な事項であるが、改善事項として組み込まれた特段の内容が存在しない。従って、品質管理システムの一般監査の扱いで次の事項の実践状況を確認した。</p> <p>1. 安全衛生実施計画                      当該計画は、再処理事業部長が作成し(作成実務は再処理計画部が実施)、作業安全課が実施状況を定期的に確認する仕組みとなっている。なお、この仕組みを平成 16 年 6 月以前の部署が作成した平成 15 年度の実績表と 16 年度の計画書にて確認したが、15 年度の未達事項が 16 年度の計画に反映されているなど、良好な運用状況にあると判断される。</p> <p>2. 安全指導員会議                      安全管理意識の平準化と作業安全の向上を図るために、作業を実施する部門毎に選出された安全指導員による会議が規定通り 2 ヶ月毎に実施されていることを検証した。                      (当該会議に出席した指導員が各課において、どの様に機能しているかについては、監査を省略した。)</p> <p>(第三者監査所見)                      作業安全課におけるルーチン業務の 2 種類について実行状況を監査した結果、特段の不備内容は観察されなかった。</p> <p>(コメント)                      実態として実行状況は適切であるが、右欄の要領書において実行手順が必ずしも十分でない部分がある。どの部門がどの様な実行行為を担当するかを明確化することが望まれる。(第 5 章・第 11 項)</p>		作業安全管理要領 A3-P2-19-003-04

## 項目別 監査結果 ( No. 15 )

被監査部門	試運転部	備考 (参照規定類、等)
監査事項	操作手順書等の妥当性確認 (ウラン脱硝施設およびウラン酸化物貯蔵施設)	
<p>操作手順書等の正式発行に際しては、主管部門による起草の後に、保安監査部及び核燃料取扱主任者が保安の観点での審査・確認を行うことになっている。本第三者監査では、ウラン脱硝施設およびウラン酸化物貯蔵施設の建屋換気設備に係わる操作手順書等の発行過程を対象にした。</p> <p>次のステップが、規定に基づいて適切に実行されていることを検証した。</p> <p>①主管部門による手順書等ドラフト起草、及び起草内容の根拠資料整備</p> <p>②保安監査部による点検と、起草部門に対するコメント提起</p> <p>③受領したコメントに対する、主管部門の所見回答</p> <p>④保安監査部の容認後の、核燃料取扱主任者への回付</p> <p>⑤核燃料取扱主任者による適切性の表明</p> <p>なお、保安監査部及び核燃料取扱主任者の点検に必要なチェックリストがあり、整備されていることも確認した。</p> <p>(注) 主管課が保安監査部に回付する図書の中に運転要領書等が含まれるが、これらはドラフトの位置付けであり、しかし、実質的には主管課による承認済のものである。このような仕組みは文書管理上の理由として妥当と判断される。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b> 一つの事例のみを監査した状況であるが、規定に基づいた活動が行われている。</p> <p><b>(コメント)</b> 操作手順書等の審査経過を示すコメント処置票の記載については、記録として残す以上、客観的に理解できる内容とするよう心掛けることが望まれる。</p>		<p>試験運転管理要領 A3-K1-06-001-01</p>